

第一条 平成二十六年 国家公安委員会、総務省、財務省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、環境省、告示第二号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(認定申請書の提出)</p> <p><b>第一条</b> 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第十八項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><b>様式（第1条関係）</b> 特別試験研究認定申請書（共同試験研究） 当該試験研究は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第8項に規定する試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第5条の3第10項第1号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第5条の6第18項第1号に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたので、下記のとおり申請します。</p>	<p>(認定申請書の提出)</p> <p><b>第一条</b> 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第十一項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><b>様式（第1条関係）</b> 特別試験研究認定申請書（共同試験研究） 当該試験研究は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第8項に規定する試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第5条の3第10項第1号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第5条の6第11項第1号に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたので、下記のとおり申請します。</p>

国家公安委員会、総務省、財務省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、環境省、告示第二号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百二号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）の施行に伴い、平成二十六年 国家公安委員会、総務省、財務省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、環境省、告示第四号の一部を次のように改正し、令和二年一月一日から施行する。

国家公安委員長 武田 良太  
 総務大臣 高市 早苗  
 財務大臣 麻生 太郎  
 文科科学大臣 萩生田光一  
 厚生労働大臣 加藤 勝信  
 農林水産大臣 江藤 拓  
 経済産業大臣 梶山 弘志  
 国土交通大臣臨時代理 国土交通大臣 河野 太郎  
 環境大臣 小泉進次郎  
 防衛大臣 河野 太郎

<p>記</p> <p>1. ～ 5. [略]</p> <p>上記の申請については、<u>租税特別措置法施行規則第5条の6第18項第1号</u>の規定により、認定します。</p>	<p>記</p> <p>1. ～ 5. [略]</p> <p>上記の申請については、<u>租税特別措置法施行規則第5条の6第11項第1号</u>の規定により、認定します。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	
<p><b>第二条</b> 平成二十六年 <small>国家公安委員会、総務省、財務省、農林水産省、告示第四号の一部を次のように改正する。</small></p> <p>経産省、厚生労働省、国土交通省、環境省、<small>防衛省、産業省、国土地交通省、環境省、</small></p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p><b>第一条</b> 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）<u>第二条第八項</u>に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則<u>第五条の六第十八項第二号</u>に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法<u>第三条</u>の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）<u>第五条</u>の<u>第三十項第六号</u>に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し</p> <p>3 [略]</p>	<p><b>第一条</b> 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）<u>第二条第八項</u>に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則<u>第五条の六第十一項第二号</u>に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法<u>第三条</u>の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）<u>第五条</u>の<u>第三十項第五号</u>に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し</p> <p>3 [略]</p>

<p><b>様式（第1条関係）</b></p> <p>特別試験研究認定申請書（委託試験研究）</p> <p>当該試験研究は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第8項に規定する試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第5条の3第10項第6号に掲げる試験研究に該当することから、<u>租税特別措置法施行規則第5条の6第18項第2号</u>に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1. ～ 5. [略]</p> <p>上記の申請については、<u>租税特別措置法施行規則第5条の6第18項第2号</u>の規定により、認定します。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p><b>様式（第1条関係）</b></p> <p>特別試験研究認定申請書（委託試験研究）</p> <p>当該試験研究は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第8項に規定する試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第5条の3第10項第5号に掲げる試験研究に該当することから、<u>租税特別措置法施行規則第5条の6第11項第2号</u>に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1. ～ 5. [略]</p> <p>上記の申請については、<u>租税特別措置法施行規則第5条の6第11項第2号</u>の規定により、認定します。</p>
---	---